

令和5年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和5年3月27日(月) 午後2時から午後3時40分まで  
場所 松井田庁舎2階 第4会議室

【出席委員】

教 育 長	竹内 徹
教育長職務代理者	中島 卯
委 員	佐藤 和子
委 員	高橋 恵美
委 員	三宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	小黒 勝明
総 務 課 長	戸塚 政明
学 校 教 育 課 長	城田 敬子
生 涯 学 習 課 長	萩原 陽子
文 化 財 保 護 課 長	久保庭 高明
ス ポ ー ツ 課 長	石田 典久

書 記 小井戸 潤一

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、年度末のお忙しい中、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

ただいまから、令和5年安中市教育委員会 3月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

2月期定例会と3月期臨時会の会議録は、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第2号、第3号」は、教職員の人事や個人情報に関わる案件です。

したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われま

す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いますが、いかがですか。

\* 異議なし

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。

それでは、報告・承認の議事に入ります。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 報告第1号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とし、審議に関係する職員以外の職員は一旦退室をさせたいと思います。

\* 指示された職員が退室する。

#### 非公開議案

= 報告第2号 県費負担教職員の指導措置について =

= 報告第3号 令和4年度末県費負担教職員人事の内申について =

\* 退室していた職員が入室する。

続いて、議案に移ります。

議案第14号 教育長に対する権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 「議案第14号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第14号 教育長に対する権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第14号 教育長に対する権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 「議案第15号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第15号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第15号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 「議案第16号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第16号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第16号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 安中市教育委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 「議案第17号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第17号 安中市教育委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第17号 安中市教育委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 「議案第18号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第18号 安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第18号 安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 「議案第19号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第19号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正

する要綱について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第19号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 「議案第20号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第20号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第20号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 安中市部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示に



ついて、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

- \* 「議案第21号」を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、  
説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第21号 安中市部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示について、  
質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

来年度は具体的に部活動指導員が配置される見通しはあるのですか。

◇ 学校教育課長

まだ調整中ですが、一部の部活動では配置をするという方向で進んでおります。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第21号 安中市部活動指導員配置要綱の一部  
を改正する告示について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 安中市松井田城本丸・二の丸・馬出しの安中市指定史  
跡指定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

- \* 「議案第22号」を読み上げ、資料に沿って内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第22号 安中市松井田城本丸・二の丸・馬出しの安中市指定史跡指定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 三宅委員

土地所有者は了解していると思いますが、指定になっても所有者にとって何も変わることはないのでしょうか。

◇ 文化財保護課長

申請書には、所有者の同意書を付けています。指定になっても何も変わりません。

○ 竹内教育長

8月25日付で指定を受けたいと、審議会に申請がありまして、審議会委員には現地にも赴いていただき、12月15日に最終審議会で、指定に相応しいと答申をいただきまして、今回、教育委員会での審議となりました。

他に何か質疑がありますか。

無いようですので、議案第22号 安中市松井田城本丸・二の丸・馬出しの安中市指定史跡指定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 安中市小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の廃止について、事務局より説明をお願いします。

◇ スポーツ課長

議案第23号安中市小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の廃止について、議案の朗読を省略し、内容について説明いたします。

議案をご覧ください。また、議案の後ろには資料として現在の学校開放における教育委員会規則を添付してありますので、併せてご覧ください。

学校の体育施設の開放につきましては、社会教育や地域スポーツの普及と育成を図るため、学校教育に支障のない範囲で、校庭・体育館・格技場を教育委員会規則の規定に基づいて、市民の利用に提供しております。

この度、新年度からの組織見直しに伴い、この教育委員会規則を所管するスポーツ課が市長部局へ移管となるため、利用等の条件は変更することなく、新たに市の規則を制定することから、この教育委員会規則は廃止とさせていただきます。

なお、廃止につきましては、先月の教育委員会定例会で他の教育委員会規則を

廃止する規則と同様に、附則で令和5年4月1日とさせていただきます。  
説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第23号 安中市小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の廃止について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第23号 安中市小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の廃止について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 安中市公民館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 「議案第24号」を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【公民館長】

- |          |        |
|----------|--------|
| ・ 安中公民館  | 島崎 佳宏  |
| ・ 原市公民館  | 中曾根 久人 |
| ・ 磯部公民館  | 大塚 清隆  |
| ・ 東横野公民館 | 多胡 仁   |
| ・ 岩野谷公民館 | 萩原 由子  |
| ・ 板鼻公民館  | 田中 秀雄  |
| ・ 秋間公民館  | 須藤 和俊  |
| ・ 後閑公民館  | 萩原 稔   |
| ・ 松井田公民館 | 飯沼 良夫  |

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第24号 安中市公民館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第24号 安中市公民館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 安中市生涯学習指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第25号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【生涯学習指導員】

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ・ 松井田・新堀地区生涯学習センター | 齊藤 智子 |
| ・ 白井地区生涯学習センター     | 武井 貴子 |
| ・ 坂本・入牧地区生涯学習センター  | 佐藤 秀子 |
| ・ 西横野地区生涯学習センター    | 猿谷 美江 |
| ・ 九十九地区生涯学習センター    | 神戸 友子 |
| ・ 細野地区生涯学習センター     | 萩原 直行 |

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第25号 安中市生涯学習指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第25号 安中市生涯学習指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 安中市社会教育指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第26号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【社会教育指導員】

- ・ 品田 弘道
- ・ 高山 茂男
- ・ 上原 修

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第26号 安中市社会教育指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第26号 安中市社会教育指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 安中市青少年指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第27号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【青少年指導員】

・ 萩原 孝志

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第27号 安中市青少年指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第27号 安中市青少年指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第28号を読み上げた後、

資料の次ページ以降をご覧ください。社会教育法第10条では、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。

今回、安中市社会教育関係団体の認定期間の更新時期となります。認定申請件数は、全部で131団体、認定期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

事前審査の結果、すべて認定基準に適合すると認められるので、認定の決定をしたいと考えています。前回の更新時期においては124団体の認定を行っています。今回は、前回に比べると、申請件数が7団体増えています。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第28号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第28号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第29号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長】

・ 飯沼 良夫

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第29号 安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第29号 安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第30号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【安中市文化センター所長及び安中市図書館館長】

・ 阿部 哲也

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第30号 安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。



○ 竹内教育長

無いようですので、議案第30号 安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

\* 教育部長が、令和5年第1回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について、説明を行った。

\* 学校教育課長が、松井田北中学校閉校記念誌について、説明を行った。

○ 竹内教育長

他にはないようですので、ここで、今年度末で教育委員会から転出する職員から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

\* 該当する職員が挨拶

それでは以上で、令和5年安中市教育委員会 3月期定例会を閉会いたします。  
長時間にわたり、ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

《令和5年4月期定例会》

- ・ 日時 4月26日(水) 午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

以上で散会いたします。